



## 夏休み明けの母親委員さんによる読み聞かせ ～暑い中、ありがとうございました！～

9月1日（月）の業間の時間、PTA母親委員さんによる読み聞かせが、低学年・中学生を対象に実施されました。まだまだ暑い日が続く中、委員の皆様には本当にお世話になりました。前期後半が始まってまだ二日目でしたが、子供たちの目はきらきらと輝いていました。読んでいただいた本は、「もったいない ばあさん」「なぞなぞで おばけやしきたんけん」など、計4冊。プロジェクトなどを使って、子供たちに見えるように工夫していただきました。次の会も楽しみにしています！（写真左：中学年の様子、右：低学年の様子）



前途  
洋々

## 国立療養所菊池恵楓園での学び ～ 三角町内3校の合同研修会～

8月27日（水）、宇城市学人研三角部会の研修の一環として、町内3校の教職員で、国立療養所菊池恵楓園に行きました。ここには、歴史資料館があり、ハンセン病問題について学び、入所者の方々の人生、軌跡を知ることができる、とても学びの多い施設です。様々な研修の機会に訪れたことがある、という方も多いでしょう。ハンセン病は症状が外見に出やすく、一度発症すると回復が困難であったことから、世界中で古くから患者は忌避の対象とされてきました。日本でも同様で、患者は激しい差別にさらされてきました。日本では、戦後から有効な治療薬が用いられるようになり、治療可能な病となったものの、昭和28年（1953年）に戦前の隔離法を引き継ぐ「らい予防法」が新たに公布され、平成8年（1996年）に、「らい予防法の廃止に関する法律」が出されるまで、患者の自由、人権を著しく侵害する隔離制度が続きました。患者は、激しい差別の中で、故郷に帰ることも叶わず、子を持つことも叶わなかったのです。さらに、令和元年（2019年）には、患者・入所者の家族の被害に対し保障の義務を認める「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の判決が出されていることは記憶に新しいところです。

現在においては、ハンセン病に対する治療法が確立されており、社会全体の衛生環境・生活環境は昔と比べものにならないほど向上しています。しかしながら、この病気に対する誤った認識（遺伝病である、強い感染力を持つ伝染病である、不治の病であるなど）を持っている人は、いまだに少なくありません。正しい知識を持つことの重要性をここでも痛感します。

なお、ハンセン病問題は、いろいろな差別問題とつながっているということを改めて感じました。水俣病に関する問題、部落差別に関する問題等々、すべて、人の意識によって生み出される差別や偏見、そして苦しみです。私たちが持つ差別心は、ある日突然顔を覗かせます。新型コロナウイルス感染症が流行し始めたとき、患者さんや医療従事者の方々、流行地域の方々への心ない言動が様々な形で噴出しました。これらはすべて、他人事ではなく、「一人一人」が向き合うべき問題であることを物語っています。そのために、語り継ぐべきことがたくさんあります。資料館の動画のナレーションで、「人が、人の命・人生を踏みにじることのおそろしさを知ってもらいたい。そしてお互いを理解してよりよい社会をつくってほしい」という言葉が出てきました。そのために、子供たちとともに、私たち大人もしっかり学び続けていきたいものです。（参考：菊池恵楓園歴史資料館ホームページ）

